
資料編

第6次草津市総合計画策定の経緯

特別委員会・審議会の概要

1 草津市総合計画特別委員会

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主な内容
第1回	平成30年11月26日	・第6次草津市総合計画の策定方針について
第2回	令和元年8月7日	・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について ・第6次草津市総合計画策定に向けての各意識調査の結果およびデータブック2019について
第3回	令和元年10月16日	・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月6日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月24日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回	令和2年3月25日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第7回	令和2年6月15日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
第8回 【分割協議】	令和2年8月17日 8月20日 8月25日 8月28日	・リーディング・プロジェクトについて ・地方創生について ・分野別施策について【※分野ごとに協議】
第9回	令和2年11月10日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第10回	令和2年12月11日	・第6次草津市総合計画基本構想につき議決を求めることについて
第11回	令和3年3月17日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画につき議決を求めることについて

2 草津市総合計画審議会

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等28名からなる会議です。

第6次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地から御審議をいただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主な内容
第1回 【諮問】	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画の諮問 ・第6次草津市総合計画の策定方針について ・市民意識調査（総合計画策定用）等の実施について
第2回	令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について
第3回	令和元年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回 【書面会議】	令和2年4月16日 ～ 令和2年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について
第7回	令和2年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
【答申】	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）の答申
第8回	令和2年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディング・プロジェクトについて ・分野別の施策について ・地方創生について
第9回	令和2年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
【答申】	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）の答申

市民参加の概要

1 草津市総合計画策定市民会議

各団体の関係者や一般公募の市民など25名で構成する会議です。

草津市の今後のまちづくりなどについての意見交換を行い、いただいた御意見やアイデアを第6次草津市総合計画の策定に生かしました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和元年6月12日	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・草津市の「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」
第2回	令和元年7月19日	《ワークショップ》 ・「住みたいまちはこんなまち」
第3回	令和2年7月28日	《基調講演》 ・「協働の成功条件」～小さな成功体験を重ねて学んだこと～ 講師：松下 啓一さん 「地方自治研究家・実践家（元相模女子大学教授）」 《ワークショップ》 ・まちに感じる「愛着・誇り・共感」について ・このまちに感じる「愛着・誇り・共感」のPRに、あなたが できること ・この思いの実現には、だれの、どんな後押しが必要か
第4回 【書面会議】	令和2年8月17日 ～ 令和2年8月31日	《第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）》 ・「私たちの役割（市民・地域、事業者等）」について

2 地域別懇談会

これからのまちづくりについて、地域の皆様とともに話し合い、いただいたアイデアや御意見を第6次草津市総合計画の策定に生かすとともに、目指すべき将来像を共有するため、各中学校区で地域別懇談会を実施しました。

開催年月日		主な内容
令和元年7月7日	《新堂中学校区》 ・笠縫東学区 ・常盤学区	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」、「行政がやること」、「地域でできること」 （※玉川中学校区では、「地域の課題」、「課題解決の方向性」の内容で実施しました。）
令和元年7月16日	《草津中学校区》 ・草津学区 ・大路学区 ・渋川学区	
令和元年7月27日	《松原中学校区》 ・山田学区 ・笠縫学区 《老上中学校区》 ・老上学区 ・老上西学区	
令和元年7月31日	《玉川中学校区》 ・玉川学区 ・南笠東学区	
令和元年8月3日	《高穂中学校区》 ・志津学区 ・志津南学区 ・矢倉学区	

3 市民意識調査等

■ 市民意識調査

市民の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、一般市民を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：平成30年12月1日現在、草津市にお住まいの18歳以上の方3,000人（無作為）

調査期間：平成31年1月23日～2月12日

有効回答数：1,153件

有効回収率：38.4%

■ 高校生アンケート調査

若者の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、高校生を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：市内の高等学校に通学する高校2年生1,586人

調査期間：平成30年12月27日～平成31年2月19日

有効回答数：1,434件

有効回収率：90.4%

■ 転入者アンケート調査

転入してこられた方の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、転入のきっかけや転入の決め手等の理由や市政に対する御意見等をお聞きしました。

(第1回調査)

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：平成31年1月8日～2月28日

有効回答数：181件

(第2回調査)

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：令和元年5月13日～7月12日

有効回答数：873件

4 パブリックコメントの募集

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、広く市民の意見を募集しました。

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）について

実施期間：令和2年8月3日～9月2日

配架場所での閲覧者数：30人

ホームページアクセス数：309件

提出者数：2人

意見総数：7件

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について

実施期間：令和2年12月15日～令和3年1月14日

配架場所での閲覧者数：15人

ホームページアクセス数：311件

YouTube くさつチャンネル再生回数：99回

提出者数：2人

意見総数：4件

5 タウンミーティング

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、市長が計画に込めた思いを説明するとともに、市民の皆様と意見交換を行いました。

（※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定員数を制限するとともに、Web会議を活用して実施しました。）

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）

実施日：令和2年8月8日

参加者：41人（会場33人 Web会議8人）

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）

実施日：令和2年12月20日

参加者：26人（会場23人 Web会議3人）

庁内体制の概要

1 総合計画策定委員会《10回開催》

市長、副市長、教育長、各部長で構成する庁内会議です。
総合計画策定において重要な事項の審議・協議を行いました。

2 総合計画策定委員会幹事会《17回開催》

副部長（総括）で構成する庁内会議です。
総合計画策定において横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の協議を行いました。

3 中堅職員への意見照会《4回実施》

第6次草津市総合計画の計画期間中に責任ある立場となる中堅職員（30歳～45歳までの職員）の意見を計画策定に生かすために実施しました。

草津市総合計画審議会設置条例

制定：昭和44年4月1日

条例第2号

最終改正：平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和42年草津市条例第7号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

制定：昭和44年4月1日

規則第4号

最終改正：平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則（昭和42年規則第6号）は、廃止する。

（略）

付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	肥塚 浩【会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 研究科長
	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部 教授
	三浦 克之	滋賀医科大学 社会医学講座 公衆衛生学部門 教授
	森本 美絵	京都橘大学 発達教育学部 教授
関係団体からの選出者	南 英三	草津市観光物産協会 会長
	喜田 久子	草津市健康推進員連絡協議会 監事
	内田 香織	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会計監査（令和元年10月23日まで）
	森川 友紀恵	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長（令和元年10月24日から令和2年5月21日まで）
	田中 里沙	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長（令和2年5月22日から）
	清水 和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	馬場 久昭	草津市スポーツ協会 会長（令和元年7月26日まで）
	小寺 繁隆	草津市スポーツ協会 副会長（令和元年7月27日から）
	塚口 博司	草津市都市計画審議会 会長 立命館大学 理工学部 特任教授
	井上 一郎	草津市21世紀文化芸術推進協議会 事務長
	田中 進	草津市農業協同組合 代表理事理事長
	竹山 朋子	草津市PTA連絡協議会 会長（令和元年6月26日まで）
	宇野 あかり	草津市PTA連絡協議会 会長 （令和元年6月27日から令和2年8月19日まで）
	久保 いづみ	草津市PTA連絡協議会（令和2年8月20日から）
中村 繁樹【副会長】	草津市まちづくり協議会連合会 会長	

区分	氏名	役職等
関係団体からの選出者	北村 嘉英	草津商工会議所 会頭
	宮下 千代美	草津市立まちづくりセンター 運営協議会 代表
	末下 信哉	草津市老人クラブ連合会 会長 (令和元年6月26日まで)
	木村 兼久	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和元年6月26日から令和2年6月18日まで)
	馬場 敏一	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和2年6月19日から)
	堀井 孝	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月26日まで)
	南 弘蔵	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月27日から令和2年2月17日まで)
	中島 吉浩	草津青年会議所 理事長 (令和2年2月18日から)
	森田 紀美	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 代表
	中嶋 康彦	草津栗東医師会 会長
	山下 剛	草津・栗東地区労働者福祉協議会
安里 唯	立命館大学食マネジメント学部 食マネジメント学科	
公募市民	赤星 典子	公募委員
	上野 剛史	公募委員 (令和元年7月26日から)
	角谷 貴美子	公募委員
	田中 香治	公募委員 (令和元年5月15日まで)
	宮城 紀代子	公募委員
	谷地田 俊介	公募委員
	山口 陽子	公募委員

(学識経験者・公募市民は氏名、関係団体からの選出者は団体名の50音順、敬称略)

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

平成31年3月25日

告示第50号

(設置)

第1条 草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

区分	氏名	団体等
関係団体からの選出者	月川 由佳里	一般社団法人 びわこ薬剤師会
	嘉悦 和子【会長】	NPO 法人 くさつ健・交クラブ
	河副 健一	NPO 法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月22日まで）
	園田 実乗	NPO 法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月23日から）
	守野 洋史	NPO 法人 草津の未来を建設する市内業者会
	横井 寛	NPO 法人 琵琶湖ネット草津
	横江 秀美	株式会社 横江ファーム
	鶴田 真理子	草津市国際交流協会
	野田 まり子	草津市消費者リーダー会
	木村 登代美	草津市人権擁護委員の会
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議
	市川 嘉重	草津市認可保育園連盟
	山本 一房	草津市認知症キャラバン・メイト
	中村 徹	草津市美術展覧会実行委員会
	中野 佐市	草津市防災指導員連絡協議会
	寺崎 囃男	草津市ボランティア連絡協議会
	前田 武憲	草津商工会議所青年部
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	水野 清治	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
	吉田 和子【副会長】	地域まちづくりセンター運営会議
梶山 和紀	パナソニック株式会社 アプライアンス社	
公募市民	川端 治	公募委員
	北川 亜里沙	公募委員
	光嶋 万結	公募委員
	藤原 教夫	公募委員
	米倉 和美	公募委員

（関係団体からの選出者は団体名、公募市民は氏名の50音順、敬称略）

草津市総合計画策定委員会設置要綱

平成30年7月24日

告示第304号

(設置)

第1条 第6次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、市内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

用語解説

※【 】横のページは、用いられているすべてのページを表記しています。

数字・アルファベット順

【2025年問題】 14ページ

団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が2025年頃までに後期高齢者（75歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の増大が懸念される問題のこと。

【2040年問題】 14ページ

団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が2040年頃までに高齢者（65歳以上）となることにより、高齢化率がピークを迎え、社会保障費の増大に加え、生産年齢人口の大幅な減少が懸念される問題のこと。

【AI】 21、40ページ

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。

【ICT】 16ページ

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉。

【RPA】 21、40ページ

ロボットによる業務自動化（Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション））の略で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

【Society 5.0】 21ページ

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間

中心の社会（Society（ソサエティ））のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。

50音順 ア行

【新しい生活様式】 17ページ

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避けることなどを取り入れた日常生活のこと。

【イノベーション】 21ページ

これまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで既存の仕組みや在り方を一変させること。

50音順 カ行

【ガーデンシティくさつ】 39ページ

一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニングなどの取組のこと。

【関係人口】 14ページ

移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

【草津市健幸都市基本計画】 1ページ

健幸都市の実現を目指し、「まち」「ひと」「しごと」を切り口として、健幸づくりの取組を定めた計画。

【草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

1ページ

人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においてもさらに魅力的で持続可能なまちを目指して、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した計画。

【クラウドファンディング】 23ページ

サービスやアイデアなどをインターネットを使って不特定多数の方に発信し、賛同を得られた人達から資金を集める方法のこと。

【健康寿命】 16、35ページ

2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【古代官道】 7ページ

古代律令制国家において、中央と地方機関を結ぶための幹線道路として整備・管理・維持された道路のこと。

【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】

20、39ページ

まちの各拠点を公共交通で結ぶという考え方のこと。本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定し、各拠点を公共交通で結ぶコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めている。

50音順 サ行

【再生可能エネルギー】 19、37ページ

石油や石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱などの自然界に常に存在するエネルギーのこと。

【資源循環型社会】 19ページ

持続ある成長を続けていくために、限りある資源を効率良く利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する社会のこと。

【市民公益活動】 18ページ

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的か

つ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。

【社会資本ストック】 23ページ

国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・上下水道・公園・通信などの国民経済全体の基礎として形成されてきた社会資本の量のこと。

【新型コロナウイルス感染症】 17ページ

「コロナウイルス」（人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス）として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。2019年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国で感染が拡大している。正式名称は「COVID-19」。

【ステークホルダー】 22、31ページ

企業、行政、NPO等の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係を有する者のこと。

【セーフティーネット】 34ページ

地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。

50音順 タ行

【脱炭素化】 37ページ

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

【多文化共生社会】 15、34ページ

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きている社会のこと。

【地域共生社会】 15、34ページ

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の

多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【地域包括ケアシステム】 15ページ

住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

【中間支援組織】 18ページ

まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。

【超高齢社会】 14ページ

高齢者（65歳以上）の割合が全人口の21%を超えた社会のこと。

【都市のスポンジ化】 20ページ

都市の内部で空地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴をもつスポンジのように都市の密度が低下すること。

50音順 マ行

【まちなか】 28、29、30、39ページ

JR草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

50音順 ラ行

【ロボティクス】 21ページ

ロボットの設計、製造などに関する研究（ロボット工学）およびビジネスの現場等におけるロボットの運用に関する研究のこと。

第6次草津市総合計画

基本構想

令和3年3月

編集・発行：草津市総合政策部企画調整課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2320

FAX：077-561-2489

URL：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

